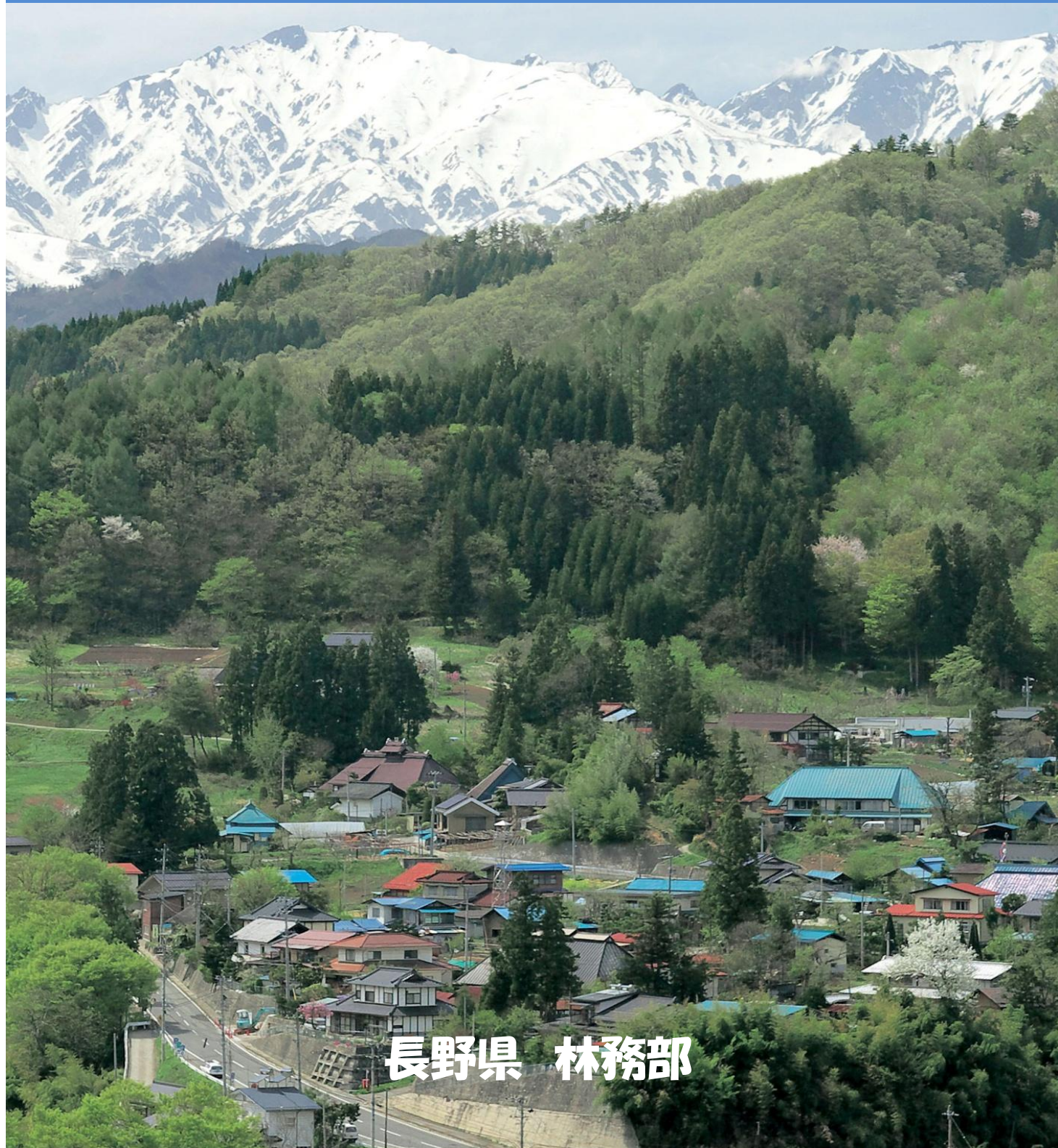


みんなで支える ふるさとの森林づくり
平成24年度 みんなで支える森林づくりレポート

～長野県森林づくり県民税活用事業実績報告～



長野県 林務部

みんなで支える森林づくりレポートの作成にあたって

長野県土の約8割を占める森林は、土砂災害や洪水を防止し、きれいな水や空気を育むとともに、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に貢献し、また、再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するなど様々な機能を担っており、森林は私たちの暮らしには欠くことのできない社会共通の財産、「緑の社会資本」と言えます。

しかし、木材価格の長期の低迷などによる林業の採算性の悪化や、森林所有者の世代交代による森林管理の空洞化等により、森林と人との多様な結びつきが希薄になり、間伐などの手入れが行われなため森林の荒廃が進行しており、このままでは県民の安全・安心を担う森林の多面的機能に支障をきたすとともに、地球温暖化防止への貢献にも影響が懸念されます。

このため、長野県では、県民の皆様のご理解をいただき、里山の間伐を中心とした森林づくりを支える財源を確保するため、平成20年4月に「長野県森林づくり県民税」（以下、「森林税」といいます。）を導入しました。

この「みんなで支える森林づくりレポート」は、平成24年度の森林税に関する年次報告として、森林税の導入目的や森林税を活用している事業の内容、実績、効果等について公表するものですが、今回のレポートは平成24年度の報告に加え、これまで5年間の実績や課題等についても取りまとめました。

また、平成25年度からの森林税のあり方につきましては、「みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議」及び「長野県地方税制研究会」により検討されるとともに、多方面にわたる関係者や県民の多くの皆さんからご意見をいただき、慎重な検討を重ねた結果、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源の利活用を通じた森林づくりを継続的に行うことが重要であることから、当該施策について用途を拡充し、5か年間の延長が平成24年9月県議会において議決されました。

ぜひ、ご一読をいただき、森林税を活用した取組に対してご理解とご協力をいただきますとともに、今後さらに効果を上げていくための森林税の活用方法などについて、ご意見、ご提案をお寄せいただければ幸いです。

平成25年6月

目 次

みんなで支える森林づくりレポートの作成にあたって

1	森林税導入の背景	1
2	森林税の仕組み	3
3	森林税の執行額と主な使い道	4
4	平成 24 年度森林税活用事業の概要	5
5	森林税活用事業の年度別実績	8
	事業別執行額等一覧表	8
	森林税活用事業実績図	9
①	みんなで支える里山整備事業	10
②	地域で進める里山集約化事業	11
③	高度間伐技術者集団育成事業	12
④	森林づくり推進支援金	13
⑤	間伐材利用の環モデル事業	14
⑥	みんなで支える森林づくり推進事業	15
⑦	森林（もり）の里親促進事業	16
⑧	地球温暖化防止吸収源対策推進事業	17
⑨	カーボンオフセットシステム構築事業	18
⑩	木育推進事業	19
⑪	地球温暖化防止木材利用普及啓発事業	20
⑫	里山整備人材育成事業	21
	参考資料	22
	平成 25 年度からの森林税のあり方についての検討経過	22
	平成 25 年度からの長野県森林づくり県民税	24
	平成 25 年度からの長野県森林づくり県民税活用事業の概要	32
	平成 25 年度からの長野県森林づくり県民税活用事業の目標値	33

1 森林税導入の背景

大切な森林の多面的機能

森林は、私たちの安全・安心な暮らしに欠くことのできない社会共通の財産、「緑の社会資本」です。

森林には、県土の保全や水源のかん養など県民の暮らしを支える働きのほか、保健休養の場、多種多様な生き物の生息する場、木材などの林産物の供給の場としての機能、地球温暖化の防止等の環境を保全する機能など多様なものがあります（図1）。

このような働きは、「森林の多面的機能」といわれ、これらの機能の効果を金額に換算すると、長野県全体で年間3兆681億円、県民一人あたり約140万円、1日あたり3,800円になります。

また、森林から生産される木材は、二酸化炭素を炭素として固定し、さらには再生産可能な資源であることから、木材を育成・利用することは地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものです。

平成19年度の県政世論調査では、森林に期待する役割として、「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」や「水源の涵養」といった森林の機能に県民から多くの期待が寄せられました（図2）。



図1 森林の多面的機能

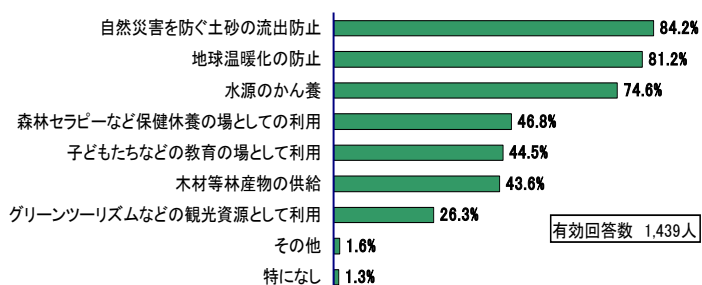


図2 県民の森林に期待する役割

(出典：H19 県政世論調査)

手入れが必要な長野県の森林

長野県の森林面積は、約106万ヘクタールです。そのうち、国が所有する国有林が約38万ヘクタール、その他の個人、市町村、団体などが所有する民有林が約68万ヘクタールです。

さらに、民有林のうち、約33万ヘクタールがカラマツを主体とした人工林で、その約9割が戦後の拡大造林期に一齐に植えられた森林であり、現在「間伐(かんぱつ)」などの手入れを必要としており、先送りできない段階を迎えています（次ページ図3、グラフ横軸の年齢とは、林齢を5年ひとくりでまとめたもの）。

しかし、一方で、木材価格が長期にわたり低迷し、造林や保育、伐採等に要する人件費等の経費は増大して採算性が悪化しており、森林所有者の森林への関心は低下し、適切な森林整備が行われず、放置された森林が増加する傾向にあります。

平成 19 年度の県政世論調査では、県内の森林の現状について、約 7 割の県民が、県内の森林が荒廃、または一部荒廃していると感じていることが分かりました。

また、平成 22 年度の同調査では、森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐために、特に必要なこととして、「間伐等の森林整備を進めること」を挙げる県民が最多の 6 割超を占め、適切に森林整備を進めることが求められています。

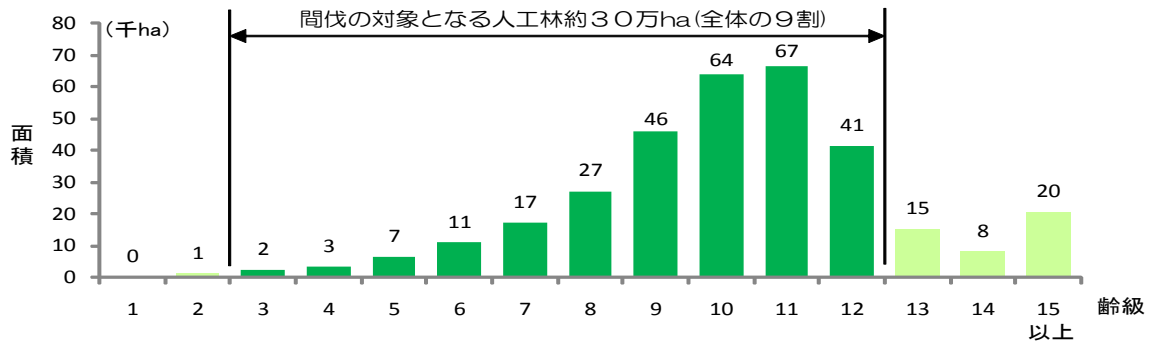


図 3 長野県の私有林人工林の齢級別面積 (H19 年度末現在)

■ ■ ■ 間伐の必要性 ■ ■ ■

間伐とは、育成段階にある森林の樹木の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業で、一般的には、隣りあう木の枝が接触したら間伐する必要があります。

林齢が 60 年を超えると、樹木の成長量が少なくなるため、それまでに間伐などの森林整備を実施しておかないと、枝が枯れあがって光合成も十分にできなくなり、幹が太くならず根も十分に張ることができなくなります（図 4）。

このため、間伐を適期に繰り返し行い、幹や根を十分に発達させることで、木材の生産のみならず、その他の森林の多面的機能を高度に発揮させる必要があるのです。

逆に間伐を行わずに、長い年月をかけて育成・管理されてきた森林を放置すると、風雪害を受けたり、土砂災害の発生源になるなど、その森林の持つ機能が低下し、機能の回復にはまた長い年月が必要となり、その損失は計り知れないものとなります。

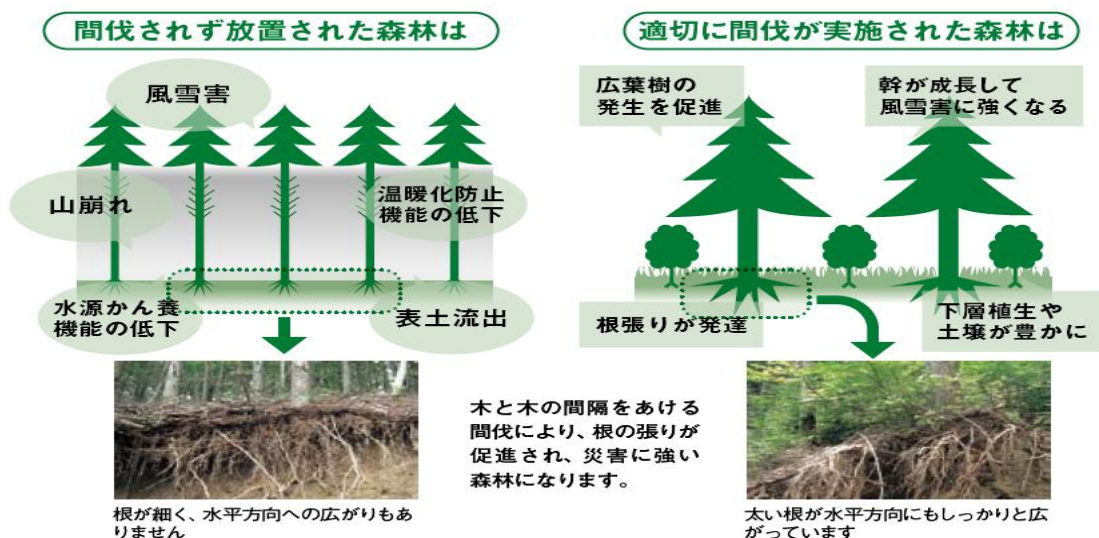


図 4 間伐の効果

■■■ 森林税の導入 ■■■

このような背景のもと、長年にわたって人々が育ててきた森林を、健全な姿にして次の世代に引き継いでいくため、県民の皆様のご理解とご協力により、特に県民の皆様身近な里山の間伐を中心とする森林づくりを緊急に進めるため、平成20年度から森林税が導入されました。

2 森林税の仕組み（平成20年度～24年度）

■■■ 森林税の仕組み ■■■

森林税は、平成20年度から24年度までの5年間、県民税均等割に上乗せして納めていただきました。（表1）。

個人の方は、年額500円となっており、平年時の試算として、毎年約6億8千万円の税収を見込んで事業計画を策定しています。

税収は、用途を明確にするため、「長野県森林づくり県民税基金」を設置して管理され、森林づくり以外の用途には使用されません。

また、事業の内容等について公表するとともに、県民の代表等による第三者機関を設置し、事業実施後の成果の検証等を重ねています。

表1 森林税の仕組み

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乗せ)課税方式																				
納税義務者	<p>【個人】県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約110万人 【法人】県内に事務所等を有する法人 約5万5千法人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>個人の納税義務者は、県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>※ 県民税均等割が非課税となる個人</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p> </div>																				
超過税額	<p>【個人】年額 500円 (現行の均等割額は1,000円です) 【法人】年額 現行の均等割額の5%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>超過税額(5%)</th> <th>現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>2,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>6,500円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>27,000円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>40,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	超過税額(5%)	現行の均等割額	1千万円以下	1,000円	20,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	2,500円	50,000円	1億円超 ～ 10億円以下	6,500円	130,000円	10億円超 ～ 50億円以下	27,000円	540,000円	50億円超	40,000円	800,000円
資本金等の額	超過税額(5%)	現行の均等割額																			
1千万円以下	1,000円	20,000円																			
1千万円超 ～ 1億円以下	2,500円	50,000円																			
1億円超 ～ 10億円以下	6,500円	130,000円																			
10億円超 ～ 50億円以下	27,000円	540,000円																			
50億円超	40,000円	800,000円																			
税収規模	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間(平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>約5億4千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>約1億4千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約6億8千万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年間(平年度)	個人	約5億4千万円	法人	約1億4千万円	計	約6億8千万円	<p>※平成18年度の納税義務者数等を基準に試算したものです。</p>											
区分	年間(平年度)																				
個人	約5億4千万円																				
法人	約1億4千万円																				
計	約6億8千万円																				
実施期間	<p>【個人】平成20年度分から平成24年度分まで 【法人】平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に開始する各事業年度分</p>																				

3 森林税の執行額と主な使い道

森林税の税収額と執行額

平成20年度から24年度までの5年間で、約31億7千万円の税収があり、そのうち約31億3千万円が事業に活用されました(図5)。

なお、この税収額と執行額との差額は、「長野県森林づくり県民税基金」により管理され、次年度の事業に活用しています。

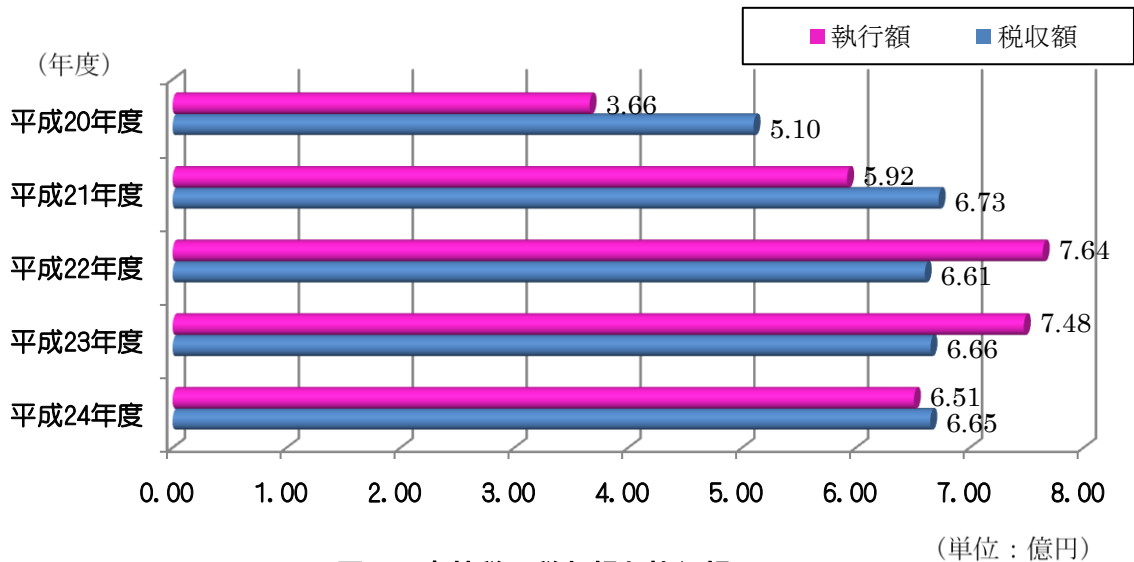


図5 森林税の税収額と執行額

森林税の主な使い道

森林税は、大分して以下の3つの森林づくりに関係する取組に活用されています(図6)。

1 手入れの遅れた里山での間伐の推進

間伐の実施、森林所有者の同意のとりまとめ、林業技術者の養成など

2 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

市町村が主体となった取組への支援、地域が連携した木材利用の仕組みづくりなど

3 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

森林税活用事業の検証・PR、県民・企業による森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組への支援、森林や木材について学ぶ活動への支援など

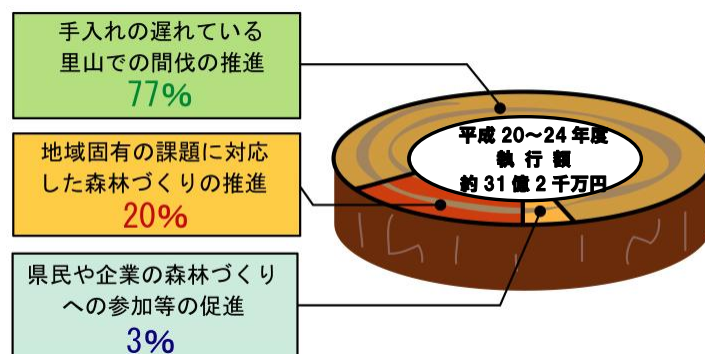


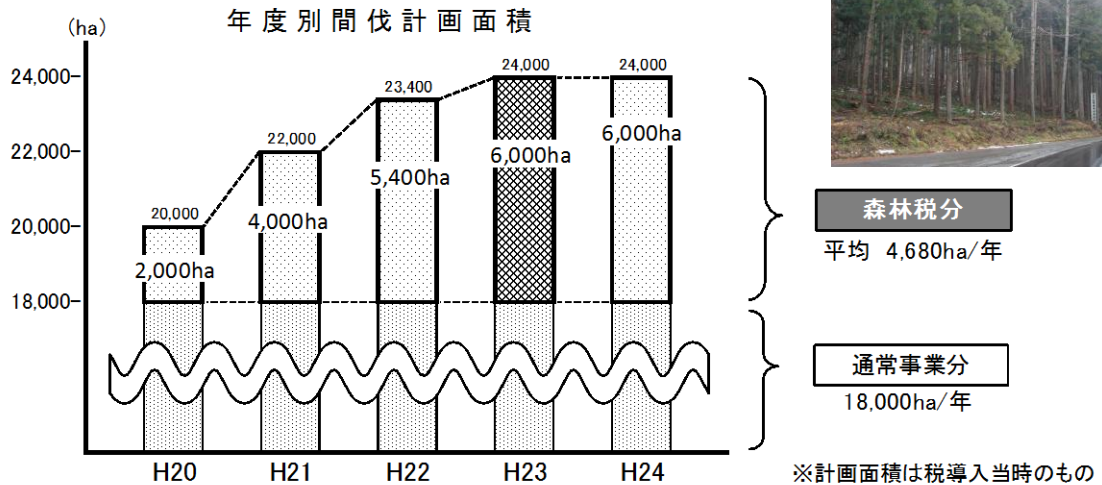
図6 森林税の主な使い道

4 平成 24 年度森林税活用事業の概要

活用事業 1

手入れの遅れている里山での間伐の推進

これまで整備が進まず、長い間放置されている集落周辺の里山において、地域ぐるみでの取組の支援や、間伐を推進・実行する人材の育成により、集中的な間伐を推進し、災害防止や集落水源の保全等の機能回復を図りました。



森林税分
平均 4,680ha/年

通常事業分
18,000ha/年

間伐実行

みんなで支える里山整備事業 (森林づくり推進課)

H24 実績: 4,634ha

これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山において、機能回復を図るための間伐等の森林づくりを面的に推進しました。

- 1 事業主体 市町村、森林組合、NPO法人等
- 2 対象区域 集落周辺の森林であり、市町村が必要と認める区域
- 3 対象森林 整備が放棄され機能回復が必要な森林(1haかつ3人以上)
- 4 対象事業 間伐及び間伐に伴う事業
- 5 補助率 9/10以内

※主伐や森林以外への転用を20年間制限する協定を締結



条件整備

地域で進める里山集約化事業 (信州の木振興課)

H24 実績: 1,000ha

里山に接する集落が主体となって、森林所有者に呼びかけ、地域ぐるみで所有界の明確化や整備の導入を得る活動を支援しました。

- 1 事業主体 自治会(区、集落等)、山林委員会、森林組合等
- 2 対象事業 里山整備計画の樹立と森林所有者から整備の同意を得る活動に対して助成
- 3 交付金額 15,000円/ha (10ha又は10人以上が対象)

人材育成

高度間伐技術者集団育成事業 (信州の木振興課)

H24 実績: 7 事業体

集約的な森林づくりの企画や所有者への提案等ができる人材、集中的な間伐の中核的担い手となる人材の育成を支援しました。

- 1 事業主体 森林組合、林業者の組織する団体等
- 2 事業内容 施業プランナーや実践的的林業機械総合オペレーターへの育成、効率的な間伐実践や施業集約化等に関する普及啓発
- 3 補助率 1/2以内

活用事業2

地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

地域固有の課題に対応した森林づくり関連施策を進めるため、各市町村が行うきめ細かな取組を支援するとともに、市町村を越えて地域の関係者がつながり、間伐材を利用する仕組みづくり等のモデル的な取組を支援しました。

市町村支援

森林づくり推進支援金（森林政策課）

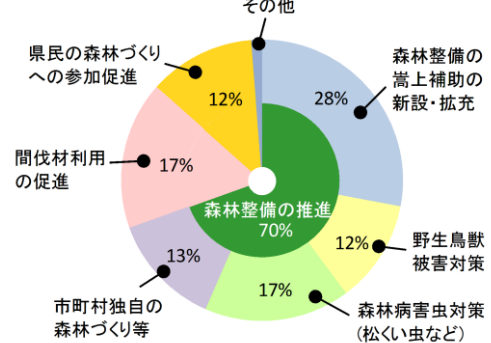
H24実績：137事業

地域固有の課題に対応した森林づくり関連施策を行うための市町村の取組を支援しました。

- 1 事業主体 市町村
- 2 支援金の交付額 10/10以内（施設整備費は2/3以内）
- 3 交付対象事業
 - (1) 森林整備の推進に関する事業
 - (2) 間伐材利用の促進に関する事業
 - (3) 県民参加による森林づくりの促進に関する
 - (4) 特認事項



森林づくり推進支援金の実績（5年間分：事業数の割合）

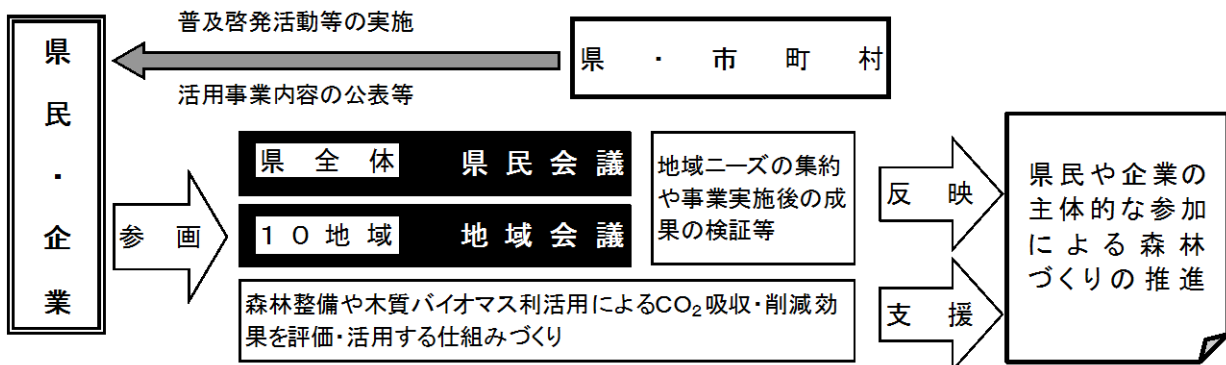


活用事業3

県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

県民等の理解と参加・協力による森林づくりを進めていくため、森林税の仕組みや活用事業の内容、森林づくりの必要性等について、周知や意識の醸成を図るとともに、新たな「県民参加」の仕組みによる森林づくりを推進しました。

また、森林整備や木質バイオマス利活用によるCO₂吸収・削減効果を評価・活用する仕組みを構築し、企業等による森林整備への支援を促進しました。



みんなで支える森林づくり推進事業（森林政策課）

県民会議等の開催による地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を実施するとともに、既存の普及啓発及び新たにターゲットを絞った新たな普及啓発を行いました。

- ◇ ワークショップ・シンポジウム、説明会等の開催
- ◇ 広報・普及啓発活動の実施
- ◇ 県民参加による「県民会議」及び「地域会議」の開催

**H24実績：イベント等 25回
県民・地域会議 30回**

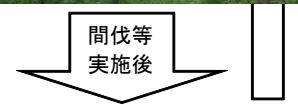
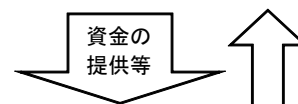
森林（もり）の里親促進事業
（信州の木振興課）

**H24実績：
新規契約数 12件**

県が仲立ちとなり、森林整備や木質バイオマス利活用によるCO₂吸収・削減に意欲的な企業等の社会貢献活動を誘導し、地域の活性化を促進しました。

- ◇ PR用パンフレットの作成等による普及啓発活動
- ◇ 森林の里親シンポジウムの開催

企業等の社会貢献活動



CO₂吸収量を評価認証

地球温暖化防止吸収源対策推進事業
（森林づくり推進課）

**H24実績：認証量
4,678t-CO₂/年**

森林整備によるCO₂吸収量の評価・認証により、企業等による社会貢献意欲を高め、間伐等の森林整備を促進しました。

- ◇ 森林の里親企業等により間伐が行われた森林のCO₂吸収量を評価・認証
- ◇ J-VER制度へのプログラム認証登録に向けた検討

地球温暖化防止木材利用普及啓発事業（県産材利用推進室）

**H24実績：認証量
759t-CO₂/年**

公共建築物等に県産材を活用した場合に、その使用量に応じて県が「炭素固定認証証書」を発行して、県産材の利用拡大を誘導しました。

- ◇ 信州型炭素固定量認証制度による炭素固定量の評価・認証

木育推進事業（県産材利用推進室）

H24実績：24の活動を支援

県産材を利用して、子どもから大人まで多くの県民が参加しながら木や森林について学ぶ活動を推進しました。

- ◇ 木育推進員の派遣、普及啓発
- ◇ 木育推進県域活動への支援
 - ・ 補助率 1/2以内
 - ・ 事業主体 県木材青壮年団体連合会
- ◇ 木育推進地域活動への支援
 - ・ 補助率 10/10以内
 - ・ 事業主体 市町村、NPO法人等



5 森林税活用事業の年度別実績

■ 事業別執行額等一覧表 ■

長野県森林づくり県民税執行年度別実績

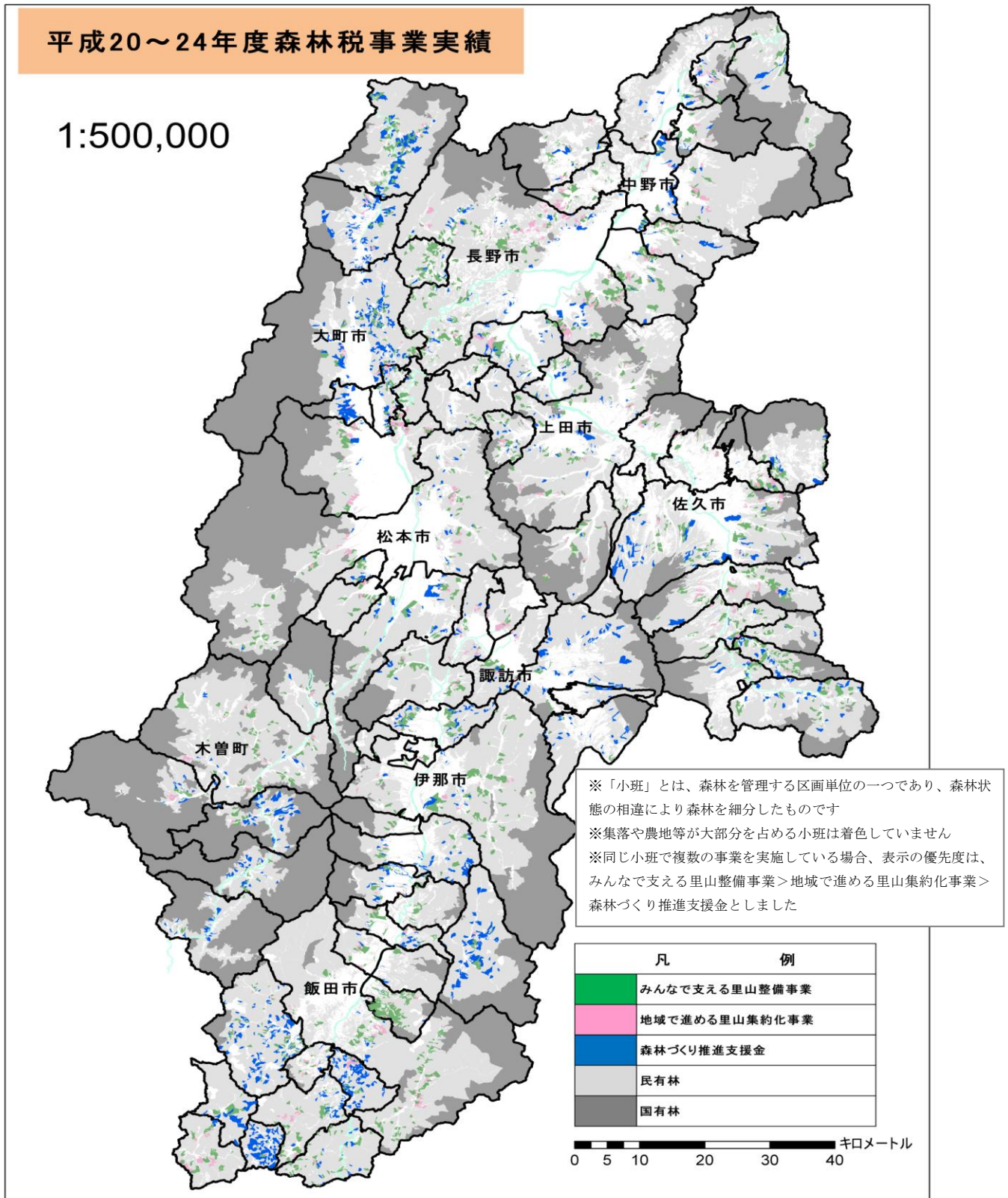
(金額単位:千円)

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	計
税収額	個人	500,255	548,569	531,325	536,363	538,803	2,655,315
	法人	9,957	124,206	129,274	129,252	126,621	519,310
	計	510,212	672,775	660,599	665,615	665,424	3,174,625
寄付金等額		3,187	2,715	2,190	1,073	497	9,662
税収及び寄付金等額 A		513,399	675,490	662,789	666,688	665,921	3,184,287
1	みんなで支える里山整備事業	198,063	396,233	556,560	572,716	483,873	2,207,445
	地域で進める里山集約化事業	37,500	37,500	52,500	24,000	15,000	166,500
	高度間伐技術者集団育成事業	5,528	5,700	6,000	3,000	1,850	22,078
	手入れの遅れている 里山での間伐の推進 B	241,091	439,433	615,060	599,716	500,723	2,396,023
2	森林づくり推進支援金	99,991	130,000	130,000	130,000	130,000	619,991
	間伐材利用の環モデル事業		2,000	2,500	2,000		6,500
	地域固有の課題に対応 した森林づくりの推進 C	99,991	132,000	132,500	132,000	130,000	626,491
3	みんなで支える森林づくり推進事業	16,209	9,940	5,667	5,656	6,050	43,522
	森林(もり)の里親促進事業	778	1,049	870	460	994	4,151
	地球温暖化防止吸収源対策推進事業	394	207	189	348	354	1,492
	カーボンオフセットシステム構築事業	1,409	738	773			2,920
	木育推進事業	6,350	9,001	9,107	8,639	8,644	41,741
	地球温暖化防止木材利用普及啓発事業				786	516	1,302
	里山整備人材育成事業					3,790	3,790
	県民や企業の森林づくり への参加等の促進 D	25,140	20,935	16,606	15,888	20,348	98,917
計(B+C+D=E)		366,222	592,368	764,166	747,604	651,071	3,121,431
電算改修業務(税務課執行分) F		9,818					9,818
合計(E+F=G)		376,040	592,368	764,166	747,604	651,071	3,131,249
基金残高額(Aの累積額-G)		137,359	220,481	119,104	38,188	53,038	

森林税活用事業実績位置図

下図は、森林税を活用して実施した8ページの10事業のうち、森林整備に直接関係する「みんなで支える里山整備事業」、「地域で進める里山集約化事業」、「森林づくり推進支援金」の3事業を活用し、平成20年度から平成24年度までの5年間に間伐・集約化等を実施した箇所を、「長野県森林GIS」により、小班単位で着色したものです*。

県内各地で森林税を活用した森林整備が着実に進められています。



① みんなで支える里山整備事業

1 事業目的

これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山の機能回復を重点的に進めるため、森林税を活用し、集落をあげて間伐を面的に推進します。

2 事業概要

事業内容	事業主体	補助率
里山のうち、集落周辺に位置し、家屋や公共施設等の保全上重要な小流域の範囲で、市町村が必要と認める森林において行う間伐等	市町村, 森林組合, N P O 法人, 森林所有者の団体等	9/10 以内

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5 か年実績
間伐計画面積(ha) ^{※1}	2,000	4,000	5,400	6,000	(6,000)4,890	(23,400)22,290
間伐実施面積(ha)	1,761	3,341	5,446	6,007	4,634	21,189
間伐実施率(%)	88	84	101	100	95	95
実施市町村数 ^{※2}	68	72	75	74	65	77
執行額(千円) (うち森林税)	404,269 (198,063)	831,344 (396,233)	1,218,043 (556,560)	1,241,344 (572,716)	991,588 (483,873)	4,686,588 (2,207,445)

※1: 間伐計画面積の()は、税導入時点における計画面積

※2: 実施市町村数は、H24 年度末の市町村として計上

<H24 年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
間伐実施面積(ha)	451	433	122	521	688	600	585	610	478	146
間伐実施市町村数	10	4	2	8	13	6	8	3	6	5

4 H24 年度までの主な成果

- ・ 手入れの遅れた里山の間伐が約 2 万 1 千 ha 実施されました（諏訪湖約 1 6 個分の面積に相当）。
- ・ 県内全ての市町村で事業が実施され、地域住民の皆さんの森林整備に対する関心が高まりました。
- ・ 地域住民や N P O 等の多様な担い手の森林整備への参加が促進されました。

5 今後の課題

- ・ 手入れが緊急に必要な里山は未だまだ多く存在していることから、事業の P R を積極的に行い、地域ぐるみでの取組をさらに推進する必要があります。
- ・ 水源林の整備や未利用間伐材の搬出・利活用を進めていく必要があります。

6 具体的な事例

整備前の森林



整備後の森林



白馬村堀之内地区の事例

② 地域で進める里山集約化事業

1 事業目的

小規模個人有林が多く荒廃が進んでいる里山の森林整備を進めるため、区・集落など地域が主体となり、集落周辺の里山整備計画の樹立と森林所有者の同意を得る活動に対し支援します。

2 事業概要

事業内容	事業主体	補助率
里山整備計画の樹立と森林所有者から森林整備の同意を得る活動に対して助成	自治会(区・集落等), 森林整備委員会, 森林組合等	15,000 円/ha (定額)

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績	
集約化実施面積(ha)	2,500	2,500	3,500	1,600	1,000	11,100	
関係森林所有者(人)	3,056	3,634	5,013	2,506	1,226	15,435	
実施主体数 ^{※1}	51	53	64	48	32	248 団体	
内 訳	自治会等	28	34	43	26	18	149(60%)
	生産森林組合	2	—	1	1	2	6(3%)
	森林組合	15	15	15	12	10	67(27%)
	林業事業体	2	1	2	5	1	11(4%)
	NPO 法人	4	3	3	4	1	15(6%)
執行額(千円)	37,500	37,500	52,500	24,000	15,000	166,500	

※1：当該項目の実績欄の括弧書きは当該実施主体が占める割合

<H24 年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
集約化実施面積(ha)	105	120	106	13	61	30	225	100	190	50
関係森林所有者(人)	96	132	378	33	63	10	237	79	134	64
団地数	7	10	6	1	5	1	9	7	5	3

4 主な成果

- ・ 集約化した 11,100ha のうち、平成 24 年度末で 10,915ha の間伐等が実施されました。
- ・ 自治会等（地域協議会・整備委員会等）の地域住民が主導し、周辺の里山整備を進めるケースが年々増加し、地域の問題として森林整備の必要性等が周知されてきました。

5 今後の課題

- ・ 不在地主の所在確認が、個人情報保護条例等により困難なケースが見受けられます。
- ・ 自身が所有する森林の所在場所が分からない森林所有者の方が多い状況です。

6 具体的な事例



集約化のための地域説明会



地域住民による境界等の確認



地域住民による境界の明確化作業

③ 高度間伐技術者集団育成事業

1 事業目的

森林税活用事業による集中的な間伐実施の中核的な担い手として、各施業地に最適な間伐計画を立案し、作業路網や各種の高性能林業機械を組み合わせ、効率的な間伐を行う「高度間伐技術者集団」の編成を支援するとともに、効率的な間伐実践や施業集約に係る普及啓発を行います。

2 事業概要

事業区分	事業内容	事業主体	補助率
施業プランナーの育成	森林の団地的な管理、経営、企画、森林所有者への提案等が出来る人材の育成	森林組合、林業者で組織する団体等	1/2 以内
実践的林業機械総合オペレーターの育成	作業路と高性能林業機械を組み合わせ、低コストで効率よく間伐を実施できる人材を育成		
普及啓発	効率的な間伐技術の普及啓発の支援、森林組合の長期施業受託や施業集約に係る普及啓発		

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績	
事業体数 ^{※1}	14	16(1)	21(12)	10(3)	7(7)	23	
内 訳	施業プランナー育成	7	11(1)	10(8)	5(4)	1(1)	14
	機械オペレーター育成	11	13(2)	18(11)	9(4)	5(5)	22
	普及啓発	6	6(2)	7(5)	2(1)	4(4)	12
執行額(千円)	5,528	5,700	6,000	3,000	1,850	22,078	

※1：当該項目の括弧書きは当該年度で事業が完了した事業体数であり、県森林組合連合会実施分も含む

<H24 年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
事業体数 ^{※2}	1	—	—	1	—	2	—	—	2	1

※2：県森林組合連合会は長野地区に含む

4 H24 年度までの主な成果

- ・ 施業プランナーの育成として、施業提案型による承諾書の取得実践（80 団地、2,367ha）、GPS・GIS の導入等による施業提案型の体制整備(9 事業体)を実施しました。
- ・ 林業機械総合オペレーターの育成として、低コストで長期使用可能な作業道の開設（83,614m）、作業道を利用した高性能林業機械による搬出間伐（17 事業体、973ha）が実施されました。
- ・ 普及啓発として、事業体職員全体を対象とした研修会による広範な技術伝達が実施されました。

5 今後の課題

森林の団地化や高性能林業機械の活用等、効率的な間伐を行うための知識や技術力は、5年間の事業実施により大きく向上しました。今後は、地域林業の発展や木材の安定供給を確保するため、地域林業の全体を見据え、総合的に把握しリードしていく人材の育成が必要です。

6 具体的な事例



プランナー育成(GPS 利用の境界立会い)



オペレーター育成(作業道開設)



普及啓発(社内研修)

④ 森林づくり推進支援金

1 事業目的

地域固有の課題に対応した、森林整備の推進や間伐材の利用促進等を行うために市町村が行う、地域の実情に応じたきめ細かな取組を支援します。

2 事業概要

事業内容	事業主体	補助率
地域の実情、固有の課題や住民ニーズに対応した森林づくり関連施策で、森林づくり県民税の趣旨に即した事業	市町村 (間接補助も可)	10/10 以内 (ハード事業は 2/3 以内)

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績	
事業数 ^{※1・2}	148	156	139	141	137	721	
内訳	森林整備	103	109	95	96	99	502(70%)
	木材利用	21	26	27	20	23	117(16%)
	県民参加	15	21	17	25	15	93(13%)
	特認事業	9	—	—	—	—	9(1%)
執行額(千円)	99,991	130,000	130,000	130,000	130,000	619,991	

※1：事業数の実績の括弧書きは当該メニューが占める割合

※2：事業メニューの内訳の詳細は以下のとおり

- 森林整備：独自の高上補助の新設や拡充、野生鳥獣被害対策（緩衝帯整備等）、森林病虫害対策（松くい虫対策等）、独自の森林整備の取組、独自の条件整備（集約化等）の取組
- 木材利用：間伐材利活用の取組、木質バイオマス利活用の取組、間伐材搬出促進の取組
- 県民参加：森林づくり活動の支援、森林環境教育の取組
- 特認事業：税導入に伴う普及啓発活動

<H24 年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
配分額(千円)	15,402	12,765	8,684	13,006	21,543	8,792	17,678	8,663	15,889	7,578
事業数	12	9	9	13	24	7	16	16	24	7

4 H24 年度までの主な成果

- ・市町村の独自性と創意工夫によるきめ細かな取組により、地域の実情に応じた課題が解決し森林づくりが計画的に進むとともに、地域の方々などへの森林づくり活動参加等により、森林づくりへの気運が育まれました。

5 今後の課題

- ・規模の大きな課題に対応出来ない場合があり、大きい市などは、地域からの様々な事業要望により事業選定に苦慮しているなど、各市町村からの増額に対する要望が高い状況です。

6 具体的な事例



造林木保護のためのテープ巻き



間伐材を利用した椅子、木柵等の導入



⑤ 間伐材利用の環モデル事業

1 事業目的

健全な森林の育成に向けて、地域の課題となっている間伐材の利用を進めるため、地域の関係者が協力して取り組む間伐材利用のための新たな仕組みづくりを支援します。

2 事業概要

事業区分	事業内容	事業主体	補助率
間伐材加工型 【三者協定】	間伐材の安定的な供給、安定的な利用のために、森林所有者、間伐材生産者（森林組合等）、間伐材利用者（製材会社等）が協定を締結 ※1 協定 20ha かつ 1,000m ³ /年以上	間伐材利用協定締結者	500 千円 /箇所 (定額)
間伐材製品利用型 【四者協定】	上記協定に間伐材消費者（工務店）を加えることで、住宅が建設されるなどの間伐材の利用状況がわかる、目に見える形の協定を締結 ※ 1 協定 4ha かつ 200m ³ /年以上		



3 事業実績^{※1}

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
協定数	—	4	5	4	—	13
内訳	三者協定	—	4	3	2	9
	四者協定 ^{※2}	—	—	2	2	4
執行額(千円)	—	2,000	2,500	2,000	—	6,500

※1：事業実施期間 H21～H23 ※2：四者協定は H22 から導入

4 H24 年度までの主な成果

間伐材の利用協定が 13 協定 13,600m³締結され、計画的で安定的な間伐材の供給及び利用が図られました。

5 今後の課題

協定の期間が 5 年間であり、協定の更新等を進めさらに安定供給体制の確立を進めていく必要があります。

6 具体的な事例



⑥ みんなで支える森林づくり推進事業

1 事業目的

県民等に対し、森林税の仕組みや事業内容を周知し、森林づくりに対する意識の醸成を図ります。また、県民会議や地域会議を設置し、地域ニーズの集約や事業成果の検証等を実施します。

2 事業概要

事業区分	事業内容	実施主体
広報・普及啓発	テレビ、ラジオ、広報誌、リーフレット、インターネット、モデル団地設定、イベント等、様々な手法により森林税の仕組みや事業内容等を県民等に周知します	県
県民会議・地域会議開催	県民の代表による第三者機関を設置し、地域ニーズの集約や税活用事業の実施後の成果の検証等を実施します	

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績	
広報普及啓発	印刷物(部) ^{※1}	2,060,000	5,500	28,000	25,000	50,000	2,168,500
	テレビ・ラジオ	—	テレビCM	テレビCM	ラジオ番組・CM	ラジオ番組・CM	—
	間伐森林PR(箇所) ^{※2}	185	179	—	—	—	364
	イベント等(回)	23	10	10	11	25	79
県民会議・地域会議(回)	37	32	30	31	30	160	
執行額(千円) (うち森林税)	16,209 (16,209)	9,940 (9,940)	5,667 (5,667)	7,608 (5,656)	6,050 (6,050)	45,474 (43,522)	

※1：印刷物とは、レポート(H21：印刷、H22以降：HP掲載)、チラシ、リーフレットの合計

※2：間伐森林PRとは、モデル団地設定(H20)、看板等設置(H20～H21)の合計

<H24年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
地域会議開催数	3	2	3	3	3	3	3	3	2	2
イベント等実施数	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2

4 H24年度までの主な成果

- ・ ブログやツイッター等のインターネットを活用した広報を展開し、広報媒体として定着しつつあります。また、ラジオ番組等により幅広い県民の方々に広報するとともに、特に女性や若年層をターゲットにコンビニ等にリーフレットを設置し広報に努めました。
- ・ 県民会議等、地域会議において、森林づくり県民税の活用方法等の検証し、適正な執行を行いました。

5 今後の課題

アンケート調査では、女性や若年層などの森林税の認知度が相対的に低く、ターゲットを絞ったより戦略的な広報が必要です。

6 具体的な事例



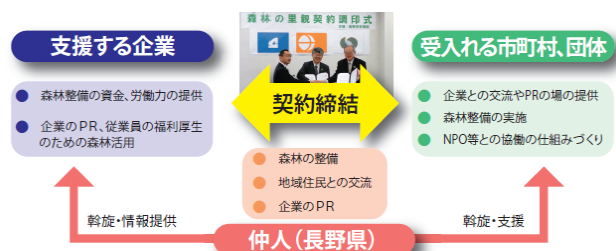
⑦ 森林（もり）の里親促進事業

1 事業目的

森林保全活動に熱心な企業等と森林整備資金や労働力が不足している地域を長野県が仲介し、企業等と地域の協働による森林づくりや、企業と地域との交流による地域の活性化を推進します。

2 事業概要

事業内容	事業主体
企業誘致活動、普及パンフレットの作成、都市圏企業を対象としたシンポジウムの開催	県



3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
研修会・イベント開催(回)	3	3	4	4	3	17
企業等への営業活動(社)	197	194	161	105	145	802
パンフレット作成(部)	2,000	2,000	2,000	5,000	6,000	17,000
新規契約締結数(件) ^{※1}	12	13	11	13	12	61(87)
年間支援金額(千円) ^{※1}	23,440	51,966	40,227	54,967	54,873	225,473(284,399)
森林整備面積(ha) ^{※1}	336	427	391	506	371	2,031(2,540)
執行額(千円) (うち森林税)	778 (778)	1,049 (1,049)	870 (870)	3,507 (460)	994 (994)	7,198 (4,151)

※1：当該項目の実績見込み欄の括弧書きはH15年度の事業開始からの累積の実績値

<H24年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
新規契約締結数	0	1	0	3	1	0	3	0	3	1

4 H24年度までの主な成果

- 企業等の支援により里山を中心に2千ha以上の森林整備が進むとともに、企業の社員等が自ら森林整備を実践することにより、森林との結びつきが深まり森林整備推進の理解者となっています。
- 企業等と地域との交流活動が発展し、昨年度だけで約8,400人が参加し、様々な地域の活性化に繋がっています。
- 企業の新入社員研修の場や高校生の環境教育の場としても活用されています。

5 今後の課題

- 多様な企業ニーズに対応するため、受入候補地の確保等を図っていく必要があります。
- 受入側の地域が森林整備や交流活動の企画・実施できる体制を整備する必要があるため、地域の中にリーダー核となる団体や人材を養成していく必要があります。

6 具体的な事例



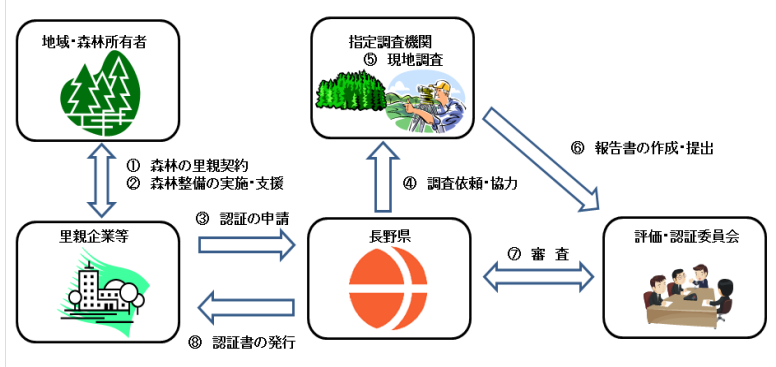
⑧ 地球温暖化防止吸収源対策推進事業

1 事業目的

近年の環境問題を契機とする民間企業の森林整備への参加等の社会貢献意欲の高まりを受け、「森林(もり)の里親促進事業」の里親企業等による間伐の取組を、CO2 吸収量で評価・認証(CSR 活動を数値化)することにより、さらに多くの企業等の皆様の参画による森林整備の推進を図ります。

2 事業概要

事業内容	事業主体
里親企業等の支援により整備が行われた森林のCO2 吸収量について、専門家による委員会の審査を行い、長野県が認証を行う。	県



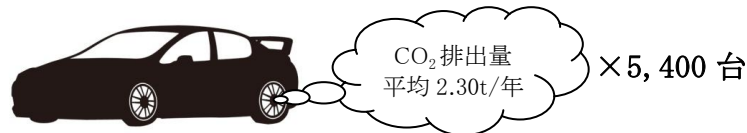
3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
制度構築	設計・制定	施行	複数年認証開始	-----	-----▶	制度構築・施行
評価審査委員会(回)	4	3	3	3	3	16
認証件数 ^{※1}	4(8)	9(13)	11(15)	14(18)	10(15)	48(69)
CO2 吸収認証量(t-CO2/年)	367	1,139	2,379	3,855	4,678	12,418
執行額(千円)	394	207	189	348	354	1,492

※1：当該項目の括弧書きは認証者数

4 H24 年度までの主な成果

これまでの5年間で認証した CO2 吸収量は、12,418t-CO2/年の二酸化炭素吸収量を評価・認証し、その量は自家用乗用車約5千4百台が年間に排出するCO2 排出量に相当します。



5 今後の課題

- ・ 国におけるオフセット・クレジット制度(J-V E R 制度)との連携について、引き続きの検討が必要です。
- ・ より多くの企業等の皆様に制度を活用いただくために、新規の「森林の里親」契約企業等へのPRが必要です。

6 具体的な事例



⑨ カーボンオフセットシステム構築事業

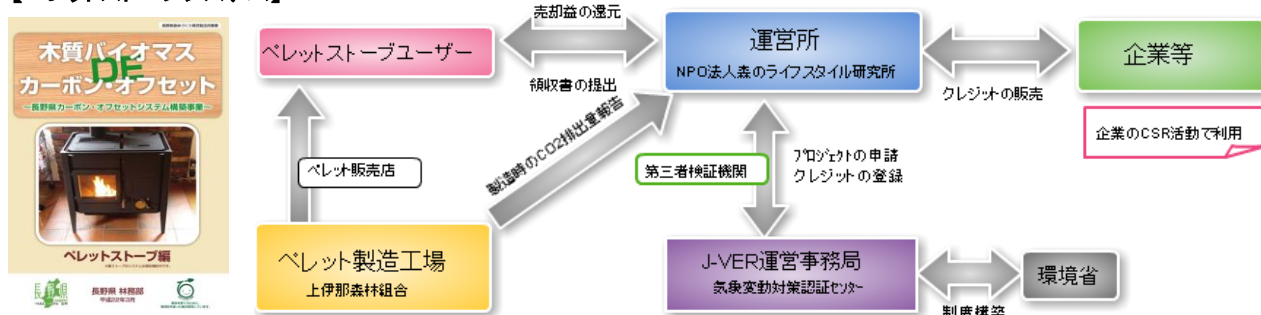
1 事業目的

ペレットや薪などの木質バイオマスを利用してCO₂の削減を実現し、木質バイオマス利用者を支援する仕組みをつくることにより、地球温暖化防止を実現させ、同時に、ペレット生産等の森林資源の有効活用を通じ、健全な森林づくりを推進します。

2 事業概要

事業内容	事業主体
ペレットストーブ及び薪ストーブのカーボンオフセットシステムを構築するため、検討委員会を開催して制度設計を行い、構築されたシステムの普及啓発を行います。	県

【ペレットストーブシステム】



3 事業実績^{※1}

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
ペレットストーブシステム	制度構築	制度施行	-----	-----	-----	制度構築・施行
薪ストーブシステム	—	制度構築	制度施行	-----	-----	制度構築・施行
シンポジウム等開催(回)	—	2	5	2	2	11
執行額(千円)	1,409	738	773	—	—	2,920

※1：事業実施期間 H20～H22

4 H24年度までの主な成果

- ペレットストーブ及び薪ストーブを利用したカーボンオフセットの仕組みを全国に先駆けて構築しました。
- ペレットストーブシステムに関しては、1,176 CO₂-t/年のCO₂登録量がありました。
- シンポジウム、説明会、イベントを計11回開催し、約2,200名に木質バイオマスの普及啓発をしました。

5 今後の課題

カーボンオフセットの認知度を高めるため、さらなる普及啓発が必要です。

6 具体的な事例



⑩ 木育推進事業

1 事業目的

県産材等を利用して、多くの県民が木や森林について学ぶ活動を「木育」として推進するため、木育活動の支援や木育推進員の派遣、普及啓発を行い、県産材の利用推進や健全な森林の育成に対する意識の高揚を図るとともに、地域に根差した心豊かな県民性の醸成を推進しています。

2 事業概要

事業区分	事業内容	事業主体	補助率
木育県域活動支援	県内小中学生を対象とした手作り木育コンテストの開催支援	県木材青壮年団体連合会	1/2以内
木育地域活動支援	各地域での木育推進活動（資材等譲与型、地域活動型、里山資源活用型）の支援	市町村、NPO法人等	10/10以内
木育推進員の派遣	各地域での木育推進活動へ指導員を派遣	県	—
その他	木育コンテスト最優秀賞用木製賞状等	県	—

3 事業実績

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
県域活動支援(件)	1	1	1	1	1	5
地域活動支援(件)	10	8	10	6	9	43
資材等譲与支援(件)	10	5	7	7	8	37
里山資源活用支援(件)	—	11	8	9	7	35
木育推進員派遣(h)	96	144	148	148	144	680
執行額(千円)	6,350	9,001	9,107	8,639	8,644	41,741

<H24年度の地方事務所別の実績>

項目	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信
活動支援数(件)	1	2	1	6	2	2	3	2	3	2

4 H24年度までの主な成果

県内各地域において県産材を利用した「木育」活動を行うことにより、多くの県民の皆様が県産材の良さや森林の大切さ、森林整備の必要性等を普及啓発することができました。

5 今後の課題

- ・ 様々な社会構造の変化により、里山と人との関わり方が変化し、今後は、より地域ぐるみでの利活用を進めていく必要があります。
- ・ 里山の利活用に関する取組を一過性のものではなく、継続的に行っていくために、地域での人と人とのつながりや、都市部住民との連携を進めていくことも課題です。

6 具体的な事例



⑪ 地球温暖化防止木材利用普及啓発事業

1 事業目的

CO₂ を吸収し炭素固定している木材の役割の適切な評価を行い、木材使用量に応じた環境貢献度を数値化して、県民・企業に県産材活用のインセンティブを与え、県産材の利用促進を図ります。

2 事業概要

事業内容	事業主体
県産材の炭素固定量の評価制度を構築し、県産材使用住宅の施主、事務所を木質化する企業等に対して、県産材使用量に応じた CO ₂ 固定量を算定し、認証証書を発行します。	県



3 事業実績^{※1}

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
制度の構築	—	—	—	制度構築	制度施行	制度構築・施行
委員会開催(回)	—	—	—	4	3	7
認証件数(件)	—	—	—	—	73	73
CO ₂ 固定認証量(t-CO ₂ /年)	—	—	—	—	759	759
執行額(千円)	—	—	—	786	516	1,302

※1：事業実施期間 H23～

4 H24 までの主な成果

- 「CO₂ 固定量認証制度検討委員会」により制度を構築した中で、個人住宅やリフォーム、企業の木質化、公共建築物、木製品製造と、全国的に例のない幅広い範囲を対象とした制度となり、また、県産材使用住宅の施主に対し、金融機関の協力により住宅ローンの金利優遇措置が実現しました。
- 平成24年度には、認証制度の運用が始まり、民間物件を中心に住宅に限らない幅広い内容で計73件を認証することができました。

5 今後の課題

- 地球温暖化防止対策としての木材利用を普及啓発するとともに、これまで外材を中心に利用していた工務店に対して、より環境負荷の少ない県産材への転換を促す必要があります。
- 県内企業のオフィス等への木質化に積極的に取り組むとともに、首都圏等大消費地に向けて長野県産材木製品の販路拡大を進めていく必要があります。

6 具体的な事例



CO₂ 固定量認証証書



キャラクター「ECOCO」

⑫ 里山整備人材育成事業

1 事業目的

地域の里山を持続的に維持管理する人材の確保と活用を行うため、森林所有者や地域住民等を対象とした森林の管理意識の向上と、安全な森林作業に必要となる最低限の知識と技術を修得する「里山整備入門講座」と講座受講者が行う地域の実践活動を支援するための体制を整備し、持続可能な里山の維持管理と活用を図ります。

2 事業概要

事業内容	事業主体
○「里山整備入門講座」…森林管理の知識や安全な伐採作業の基礎技術等に関する講座（4講座）の開催	県
○「里山整備活動支援」…受講者の登録及び地域活動を支援	

3 事業実績^{※1}

項目	H20	H21	H22	H23	H24	5か年実績
地区数	—	—	—	—	10	10
入門講座数(回)	—	—	—	—	40	40
受講者数(人)	—	—	—	—	376	376
受講修了者数(人)	—	—	—	—	54	54
執行額(千円)	—	—	—	—	3,790	3,790

※1：事業実施期間 H24

※2：受講者数は各講座に参加した延人数

※3：受講修了者数は4講座全てを受講した実人数

4 H24 までの主な成果

- 平成24年度は県下10地区で40回の講座を開催し、延べ376人に講座に参加いただきました。また、全日程を受講された受講者数も54人となり、地域で森林整備を行う人材を育成しました。
- 地域林業のリーダーである林業士延べ102名が指導者として参加し、地域で森林整備を行おうとする人との交流が生まれ、林業士の活躍の場が広がりました。

5 今後の課題

- 地域の里山整備を実施できる人材が育成されたことから、養成した人材が、地域が主体となって実施する森林管理や森林整備などで活躍できる場を増やす取組が必要です。

6 具体的な事例



(参考資料) 平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税

■平成 25 年度からの森林税のあり方についての検討経過■

○平成 23 年 9 月 1 日～ 9 月 30 日

県民・企業・市町村・市町村議会に対し、森林税の継続等に係る[アンケート調査](#)を実施しました。

森林税アンケート結果の詳細は、下記ホームページからご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/shinrinzei/H23anketo/ankeito.htm>
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒森林づくり県民税アンケート調査結果)

○平成 24 年 3 月 8 日

[みんなで支える森林づくり県民会議](#)が「[森林づくり県民税活用事業検証レポート](#)」を公表しました。※H23. 11 月から計 3 回の県民会議で次期森林税のあり方を検討

これまでの県民会議・地域会議の検討経過、検証レポートの詳細は、下記ホームページからご覧ください。
○県民会議・検証レポート
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/kenmin-kaigi/kenmin-kaigi.htm>
○地域会議
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/chiiki-kaigi/top/chiiki-kaigitop.htm>
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒県民会議・地域会議)

○平成 24 年 6 月 21 日

6 月定例会議案説明において、知事が森林づくり県民税継続の意向を表明

○平成 24 年 7 月 31 日

[長野県地方税制研究会](#)が「[森林づくり県民税の再検討](#)」を知事に提言
※H23. 12 月から計 3 回の会議で次期森林税のあり方を検討

これまでの税制研究会の検討経過の詳細は、下記ホームページからご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/zeisei/zeisei.htm>
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒税務課⇒長野県地方税制研究会について)

○平成 24 年 8 月 1 日

知事、副知事、関係部長参加の庁内会議で次期森林づくり県民税(案)を検討
※H24. 5 月から計 3 回の会議で次期森林税のあり方を検討

○平成 24 年 8 月 6 日

「[平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税\(案\)](#)」を公表

平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税(案)は、下記ホームページからご覧ください。
http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/ikenbosyu/an_honbun.pdf
(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒次期森林税の検討経過)

○平成 24 年 8 月 6 日～ 8 月 10 日

次期森林税(案)に係る県民説明会を開催
【※県内 10 箇所で開催、参加者数 523 名】



8 月 6 日長野地区の開催状況



8 月 8 日上伊那地区の開催状況

○平成 24 年 8 月 6 日～ 9 月 5 日

次期森林税(案)に係るパブリックコメントを実施
【※意見件数 36 件、意見提出者数 21 名】

平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税のパブリックコメント関係は、下記ホームページからご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/ikenbosyu/kaito.pdf>

(長野県ホームページ⇒組織でさがす⇒森林政策課⇒長野県森林づくり県民税⇒次期森林税の検討経過)

○平成 24 年 8 月 6 日～ 9 月 7 日

市町村への意見照会、経済関係団体・林業関係団体・県議会への説明を随時実施

○平成 24 年 9 月 20 日

9 月定例会に「[長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案](#)」を提出

○平成 24 年 10 月 5 日

標記条例案が全会一致で可決

○平成 24 年 10 月 11 日

改正後の「[長野県森林づくり県民税条例（長野県条例第 71 号）](#)」が公布

○平成 24 年 11 月 6 日～11 月 13 日

次期森林税を活用する施策に係る県民説明会（第 2 回）を開催

※県内 4 箇所で開催、参加者数 162 名



11 月 6 日上小地区の開催状況

■■■平成 25 年度からの長野県森林づくり県民税■■■

1 森林税の継続

(手入れの遅れた里山における間伐の推進と水源林の保全対策)

現行の森林税を活用して、手入れの遅れた里山の間伐が集中的に実施されてきましたが、県内には依然として間伐が必要な多くの里山が存在し、民有林の人工林の約半数は今後 5 年から 10 年のうちに間伐を緊急に必要とする段階を迎えており、引き続き里山の間伐を進めることが喫緊の課題です。

しかしながら、国の森林・林業施策の大きな転換により、里山ではこれまで以上に国の施策を活用した間伐が困難な状況になっており、引き続き県独自の施策として手入れの遅れた里山の間伐を実施するとともに、近年関心が高まっている水源林の保全対策や災害に強い森林づくりなど、緊急的に発揮が求められる森林の多面的機能を維持・向上させ、県民生活の安全・安心を確保する必要があります。

(間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進)

現行の森林税は切捨間伐支援のみで、間伐材の搬出は行っていませんでしたが、このままでは持続的な森林づくりや林業の活性化につながらず、永続的な森林税の支援が必要となるおそれがあります。

また、これまで切り捨てられていた間伐材を搬出し、新たな需要を創出して様々な用途で利活用を促進することは、再生可能な自然エネルギーである木質バイオマスの利用拡大などの喫緊の課題に対応するものであり、また、里山に近い地域住民の皆様のみならず広く都市部住民の皆様にも森林税の効果を実感していただけることにもつながるものと考えます。

このため、将来的な林業の自立や地域産業の活性化に向け、間伐の推進のみならず、間伐材の搬出、間伐材等の森林資源の多面的利用の促進、地域の森林づくりを主導する人材の育成を一体的に進め、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりの仕組みを構築することが必要です。

(里山と人との絆の再構築)

本県の森林の高齢化と併せて、戦後に一斉に造林された森林を熟知する森林所有者の高齢化も同時に進行しており、このまま不在村化・世代交代が進めば、里山の森林の位置や境界などの森林情報が失われ、今後の森林管理が空洞化してしまうおそれがある危機的な状況です。

また、森林税を活用した取組により高まった地域住民の気運がひとたび途切れれば、再び里山が管理放棄されて森林の多面的機能が低下し、安全・安心な県民生活に重大な支障をきたすおそれがあります。

このため、里山そのものを地域の貴重な森林資源として、都市との交流を推進する取組、県民・企業による森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組等により、里山と人とのかわり、「絆」を再構築して、持続的な森林づくりにつなげていく必要があります。

(平成 25 年度以降の森林税)

これらの森林・林業に関連する喫緊の課題に対応することは、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」という長野県の目指す森林づくりの方向性に合致するものであり、相互に連携して取り組むことで最大限の効果を発揮できるものと考えます。

このため、広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、里山を中心とする森林づくりを進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ林業の振興を図り、健全な姿で次の世代に引き継ぐため、平成 24 年度 9 月定例会で「長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案」が全会一致で可決され、森林税の 5 か年間の延長が認められました。

2 平成 25 年度からの森林税の概要

(1) 基本目標

- 県民生活を土砂災害等から守り、水源林を保全するために里山等の森林整備を推進します
- あたりまえに木のある暮らしを創造するために間伐材の利活用を促進し、持続可能な森林づくりの仕組みを構築します

(2) 基本方針

現行の森林税を活用した取組に新たな見直しの視点を加えた、平成 25 年度以降の森林税を活用した施策を推進する上での基本方針は以下の 3 つです。

① 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進

現行の森林税で重点的に実施している手入れの遅れた里山の間伐について、水源の涵養や土砂災害の防止など、緊急に機能の高度発揮が求められる里山において、引き続き継続的に実施します。

また、県民共通の貴重な財産である水源林については、新たにその保全対策に森林税を活用するなど、県民の皆様にとって安全・安心な生活環境を創造します。

【重点項目】 ○間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮	<継続・見直し>
○水源林の保全対策	<新規>

② 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

新たに間伐材の搬出経費を支援の対象とし、搬出された間伐材を木質バイオマス利用、街並みや地域共同施設の木質化等に利活用する取組により、県民の皆様の身の回りにあたりまえに木がある暮らしを創造します。

さらに、間伐の推進のみならず、間伐材の搬出・利活用、地域の森林づくりを主導する人材育成の取組にも一体的に取り組み、県内各地の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築し、成功事例を全県に発信するなど、林業の活性化に向けた基盤づくりを進めます。

また、地域の実情や住民のニーズを熟知する市町村が実施するきめ細かな森林づくりの取組を引き続き支援し、県・市町村・各地域が連携した取組により県の森林・林業施策の実効性を高めます。

【重点項目】 ○間伐材の利活用の促進	<継続・拡充>
○間伐材の搬出の促進	<新規>
○森林づくり推進支援金の使途の限定	<継続・見直し>

③ 里山と人との絆づくりを進める取組の促進

貴重な地域資源である里山を活用した都市との交流の推進、地球温暖化防止の視点から県民・企業等の森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組、森林税の取組の広報・普及啓発等により、里山が地域ぐるみで持続的に管理され、地域社会の活性化につながるよう、里山と人との絆を再構築する取組を進めます。

(3) 主要施策

主要施策については、基本方針を中心に構築しました。

また、主要施策の構築にあたり、森林税の継続は引き続き県民の皆様に対する負担を継続するものであるということを踏まえ、既存の施策では対応が困難であり県独自の施策として緊急に対応が必要であるもの、広く県民の皆様がその成果を実感できるもの、将来的に県民の皆様の税負担等を軽減できるもの等の視点により構築しました。

【主要施策①】 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進

○ 手入れの遅れている里山での間伐の実行支援 <継続・見直し>

県内において手入れが必要な里山は未だ多く存在しており、これらの森林は、国の施策を活用した森林整備が困難なことから、引き続き県独自の施策として継続的に間伐を実施する必要があります。

間伐の実施にあたっては、現行の森林税でも里山の多面的機能の高度発揮をめざしてきたところですが、今後はその中でも特に、水源の涵養、土砂災害防止といった県民の皆様から機能の高度発揮を強く求められている里山や、高齡の過密林分など、緊急に対応が必要な里山を対象を絞り込んで間伐を実施します。

また、これまでは国の造林補助制度に森林税を上乗せして間伐を実施していたものを、国制度の大幅な見直しを受けて、大幅に森林税単独の補助制度へと間伐の制度設計を見直しました。

【本県の民有林全体の間伐面積目標】（平成 25 年度～平成 29 年度）

94,000ha（うち森林税活用分 15,000ha）

○ 里山の集約化等の条件整備への支援 <継続・拡充>

間伐に必要な里山の集約化作業について引き続き支援することに加え、間伐材の搬出に必要な同意の取得も併せて支援の対象とします。

○ 水源林の保全対策 <新規>

水道水源地に係る水源林について、市町村が公的管理をするために公有林としてやむを得ず取得する際の経費について新たに支援します（主要施策②の森林づくり推進支援金を活用）。

現行の森林税では、里山の私有林を間伐対象としてきましたが、森林所有者が市町村と水源林保全の協定を締結した森林については、里山との一体的な施業を条件に奥山も間伐の対象とします。また、市町村が水源林として取得して公有林化した森林も間伐の対象とする等、支援対象を拡大をしました。

【主要施策②】 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

○ 間伐材の利活用等の地域ぐるみの取組への支援 <継続・拡充>

従来の木育活動への支援に加え、薪などの木質バイオマスを活用した自給型コミュニティモデルの創出、間伐材であふれる街並みづくりの支援、地域共同施設の木質化など、様々な用途に間伐材を地域ぐるみで利活用する取組を支援します。

また、間伐材の利活用のみならず、特用林産物の生産体制づくり、地域の山地防災体制の構築、森林管理施設（歩道等）の整備など、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりに資する地域住民の意欲を醸成するための取組への支援を行います。

○ 間伐材の搬出への支援 <新規>

これまで切り捨てられていた間伐材の利活用を進めるため、主要施策①における間伐を実施した後に間伐材の利用が見込まれる場合については、その搬出に要する経費についても支援の対象とします。

搬出した間伐材の利用については、単に森林所有者の収益につながるという仕組みではなく、里山地域の住民をはじめ、広く県民の皆様がその成果を実感できる用途となるよう誘導する施策とします。

○ 地域の森林づくりを主導する人材の育成 <継続・拡充>

間伐計画の立案や効率的な間伐を担う人材（林業事業体等）を育成する取組、里山の森林づくりを担う人材（森林所有者等）を育成する従来の取組に加え、間伐材の利活用や森林の空間利用など、地域ぐるみの森林づくりを総合的に主導できる地域のリーダーとなりうる人材を、林業士等の皆様の中から育成するといった新たな視点を加えて取組を進めます。

○ 市町村によるきめ細かな森林づくり（森林づくり推進支援金）<継続・見直し>

県の施策である指針及びアクションプランに基づく森林づくりを計画的に進めていくためには、地域の実情や地域住民のニーズを熟知する市町村が行うきめ細かな取組が不可欠であり、引き続きこれらの市町村・地域・県が連携して行う森林づくりの取組への支援を行います。

支援する市町村の取組については、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう事業メニューを限定化し、新たに水源林の取得に要する経費を支援対象に加えるなどの見直しを行いました。

また、支援金の配分基準や選定方法について県のチェック体制を強化します。

【主要事業③】 里山と人との絆づくりを進める取組の促進

○ 森林資源を活用した交流等の推進 <継続・拡充>

従来の森林（もり）の里親促進事業による、企業参加による森林づくりの取組について、自治体の誘致、活動の担い手としての NPO 団体等との連携拡大、カーボンオフセットが可能なクレジットの発行など、企業と協働した森林づくりのさらなる推進と地域の活性化を図ります。

○ 森林づくり・木材利用を通じた地球温暖化対策 <継続>

現行の森林税で構築した、森林づくりや木材利用による CO₂ 吸収量・固定量を認証する制度について、県民や企業の皆様による森林づくりへの参加や木材利用をより一層促進するために、さらなる普及啓発に努めます。

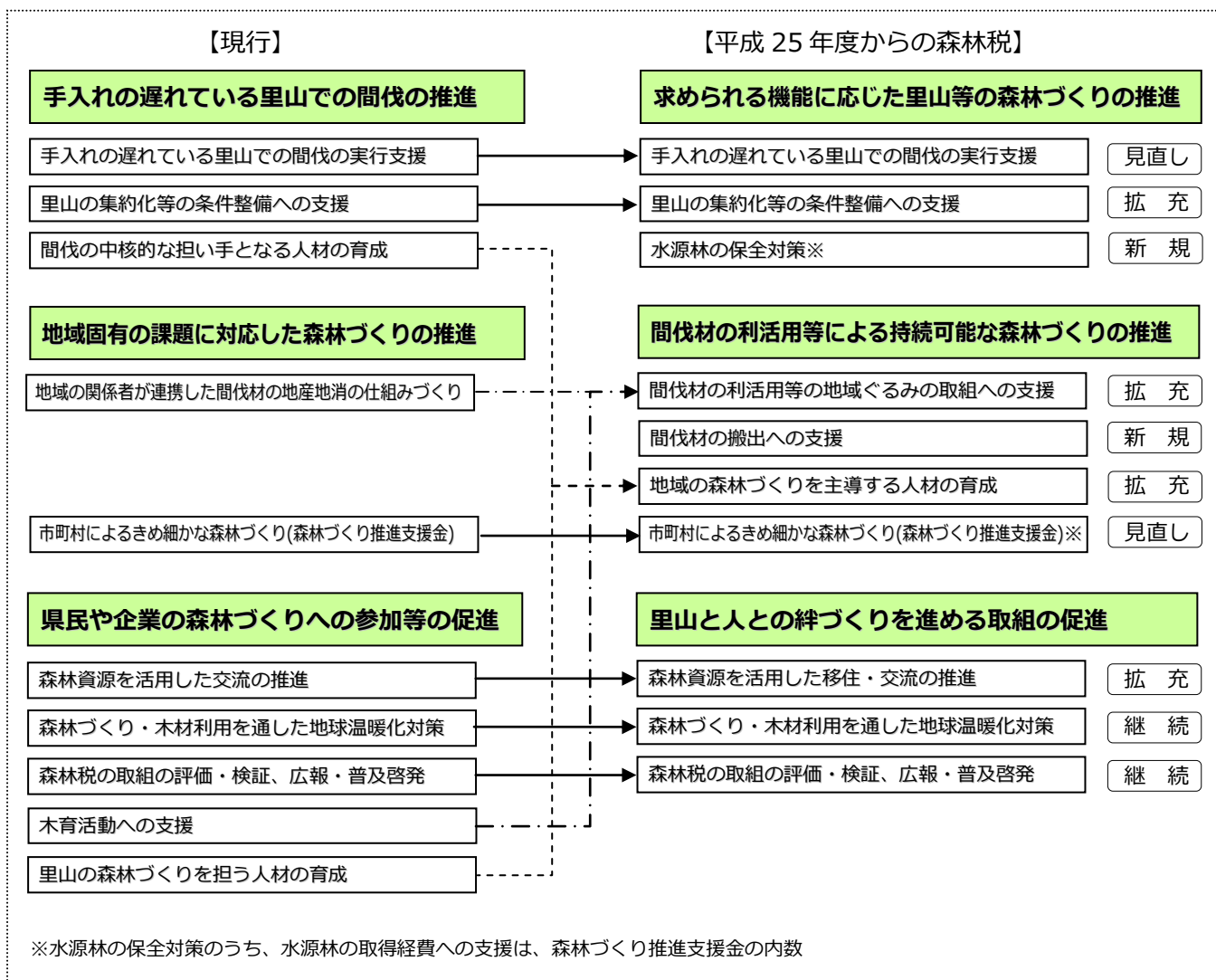
また、全国に先駆けて構築したペレットストーブ・薪ストーブのカーボンオフセットシステムや、本年度県有林で初めて実施した森林整備によるCO₂吸収量に係るオフセットクレジット（J-VER）取得の取組などとも連携し、地球温暖化対策の取組全体としての実効性を高めます。

○ 森林税の取組の評価・検証、広報・普及啓発 <継続>

県民会議・地域会議による地域ニーズの集約や、事業実施後の成果の検証等の取組を引き続き実施し、森林税による事業の透明性の確保を図ります。

また、森林税の仕組み、事業内容、事業実施後の成果等について、より積極的・戦略的・効率的な広報に努めるとともに、間伐等の森林整備のみならず、林業や木材利用の大切さについても県民の皆様にお伝えしてまいります。

<参考> 現行の森林税と次期森林税の使途の対比



(4) 税額・税率

税額については、(3)に掲げた主要施策に充てる財源を確保する一方で、県民の皆様のご理解が得られる適切な負担水準とする必要があります。

平成 23 年度に実施した県民・企業の皆様に対するアンケート調査では、県民・企業の約 6 割が現行の税額（500 円）、税率（均等割額の 5%）までなら負担できると回答をいただいております。次いで約 3 割が 500 円を超える金額も負担できると回答いただいております。

しかし、平成 25 年度以降の復興増税、消費税増税等の情勢を鑑みますと、県民・企業の皆様にさらなる税負担をお願いすることは困難な状況であると判断いたしました。

また、それぞれの基本方針ごとに要する事業費については、現時点で以下のとおり試算しており、現行の税額・税率で対応可能な事業費となっています。

これらを踏まえ、平成 25 年度以降の税額・税率は、引き続き年額で個人 500 円、法人は現行の均等割額の 5%と決定されました。

課税方式は、現行と同様に個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式とし、納税義務者の範囲に変更はありません。

[森林税の用途別の年平均必要事業費]

①求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進	4.3 億円
②間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進	2.1 億円
③里山と人との絆づくりを進める取組の促進	0.1 億円
[年平均必要事業費計	6.5 億円]

※【 】内は、現行の森林税の税収額等から試算した年平均必要事業費です。各年度の予算額や用途別の事業費の割当額は、税収規模や事業計画等を勘案して決定してまいります。

(5) 実施期間

森林税の実施期間（課税期間）については、森林づくりには長い年月を要することから、基本的に短期の設定では計画的な取組が進めにくい反面、喫緊の課題に対応するという観点から、早期に集中的に取組を実施することも求められます。

平成 23 年度に実施した県民・企業の皆様に対するアンケート調査では、県民・企業の約 4 割が現行の期間（5 年）が適当と回答をいただき、次いで約 3 割が現行を超える期間と回答をいただいております。

また、しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）の中で、県全体の施策における森林税を活用した施策の位置づけが明確化になり、進捗管理や公表の徹底が図られることも考慮し、平成 25 年度以降の森林税の期間は、引き続き 5 年間に決定されました。

(6) 税収と用途の管理

県民税は、用途を特定しない普通税であることから、そのままでは徴収した税収は他の普通税と区別されません。

このため、引き続き「長野県森林づくり県民税基金」に税収相当額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して森林税活用事業に充当し、他の用途には使用しないよう管理いたします。

また、県外の下流地域等県内外から広くご協力をお願いしている「ふるさと信州寄付金」の中で、森林づくりに対してご寄付をいただいたものについては、当該基金に受け入れ、森林税の税収と併せて本県の森林づくりに活用いたします。

(7) 透明性の確保と検証

森林税による事業の透明性の確保を図るとともに、今後のより効果的な事業の推進に資するため、引き続き県民会議及び地域会議により、地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を行います。

県民会議及び地域会議の検討資料・議事録や、各年度の事業の実績や成果について取りまとめた「みんなで支える森林づくりレポート」については、県ホームページ上に公開し、県民の皆様に対して引き続き積極的に情報公開を行います。

(8) 長野県森林づくり県民税条例の改正

平成 25 年度以降の森林税については、特に林業の活性化という視点から「里山を活かした持続可能な森林づくりの推進」という基本方針が新たに加わりました。

長野県森林づくり県民税条例第 1 条では条例の趣旨を定めていますが、現行の森林税から継続して実施する施策の視点に、これらの新たな視点が加わることを踏まえ、県民の皆様に分かりやすい表現となるよう、趣旨の改正を行いました。

なお、第 2 条及び第 3 条の個人県民税及び法人県民税の特例期間についてそれぞれ 5 年の延長がなされました。

平成 25 年度以降の森林税の仕組み

名称 (※変更なし)	長野県森林づくり県民税 (森林税)																		
目的	<p>森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念される等の状況を踏まえ、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」が導入され、平成 24 年度までの間に手入れの遅れている里山での間伐の推進を中心とした森林づくりを集中的に進め、着実にその成果を挙げてまいりました。</p> <p>その一方で、手入れの遅れた里山における間伐の継続的な推進、水源林の保全対策、持続可能な森林づくりの推進、里山と人との絆の再構築等の課題への対応が求められているところです。</p> <p>これらの森林・林業に関連する喫緊の課題に対応することは、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」という長野県の目指す森林づくりの方向性に合致するものであり、相互に連携して取り組むことで最大限の効果を発揮できるものと考えます。</p> <p>このため、広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら里山を中心とする森林づくりを進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ林業の振興を図り、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 25 年度以降も森林税を継続し、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えてまいります。</p>																		
使 途	<p>○長野県森林づくりアクションプランに基づく達成目標 (H25～29 年度)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">民有林の間伐面積</td> </tr> <tr> <td>94,000 ha/5 年間 (18,800 ha/年平均)</td> </tr> </table> <p>○長野県森林づくり県民税活用事業 (案)【計 約 6.5 億円】</p> <p>①求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進【約 4.3 億円】 国の施策を活用した森林整備が困難な小規模・分散的な里山の個人有林等で、水源の涵養や土砂災害の防止等、緊急に機能の高度発揮が求められる森林の間伐を引き続き実施するとともに、水源林の保全対策を推進します。</p> <p>②間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進【約 2.1 億円】 間伐の推進のみならず、間伐材の搬出と利活用の促進、地域の森林づくりを主導する人材の育成等に一体的に取り組み、各地域の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じたきめ細かな森林づくりの取組を引き続き支援します。</p> <p>③里山と人との絆づくりを進める取組の促進【約 0.1 億円】 里山の森林資源を活用した移住・交流の推進、県民・企業等の森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組、森林税の取組の広報・普及啓発等により、里山と人との絆を再構築する取組を促進します。</p>	民有林の間伐面積	94,000 ha/5 年間 (18,800 ha/年平均)																
民有林の間伐面積																			
94,000 ha/5 年間 (18,800 ha/年平均)																			
課税方式 (※変更なし)	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過 (上乘せ) 課税方式																		
納税義務者 (※変更なし)	<p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 107 万人 (法人) 県内に事務所等を有する法人 約 5 万 2 千法人</p> <p>※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p>																		
超過税額 (※変更なし)	<p>(個人) 年額：500 円 (法人) 年額：現行の均等割額の 5%相当額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0ffe0;">資本金等の額</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">法人の超過税額 (5%)</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">1 千万円以下</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">1,000 円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">1 千万円超～1 億円以下</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">2,500 円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">1 億円超～10 億円以下</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">6,500 円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">130,000 円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">10 億円超～50 億円以下</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">27,000 円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">540,000 円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">50 億円超</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">40,000 円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">800,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人の超過税額 (5%)	法人の現行の均等割額	1 千万円以下	1,000 円	20,000 円	1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円	1 億円超～10 億円以下	6,500 円	130,000 円	10 億円超～50 億円以下	27,000 円	540,000 円	50 億円超	40,000 円	800,000 円
資本金等の額	法人の超過税額 (5%)	法人の現行の均等割額																	
1 千万円以下	1,000 円	20,000 円																	
1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円																	
1 億円超～10 億円以下	6,500 円	130,000 円																	
10 億円超～50 億円以下	27,000 円	540,000 円																	
50 億円超	40,000 円	800,000 円																	
税収規模	<table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0ffe0;">区分</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">個人</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">法人</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">年間(平年度)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">約 5.3 億円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">約 1.2 億円</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">約 6.5 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※平成 23 年度の森林税収入実績を基準に試算。</p>	区分	個人	法人	計	年間(平年度)	約 5.3 億円	約 1.2 億円	約 6.5 億円										
区分	個人	法人	計																
年間(平年度)	約 5.3 億円	約 1.2 億円	約 6.5 億円																
実施期間 (※5 年の延長)	<p>平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間 (税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施)</p> <p>(個人) 平成 25 年度分から平成 29 年度分まで (法人) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p>																		
管理方法等 (※変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れます。 																		

平成25年度 森林づくり県民税活用事業の概要

森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で支える仕組みの中で、引き続き手入れの必要な里山の森林の間伐を重点的に推進するとともに、新たに間伐材等の森林資源の利活用による継続的な森林づくりを進めます。

[平成25年度森林税活用事業のポイント]

里山の森林づくりの推進（間伐計画面積：3,000ha(5年間：15,000ha)）

- ④ 水源林の保全対策
- ④ 信州の木を活用するモデル地域の支援
- ④ 信州フォレストコンダクターの育成

[単位：金額(千円)、比率(%)]

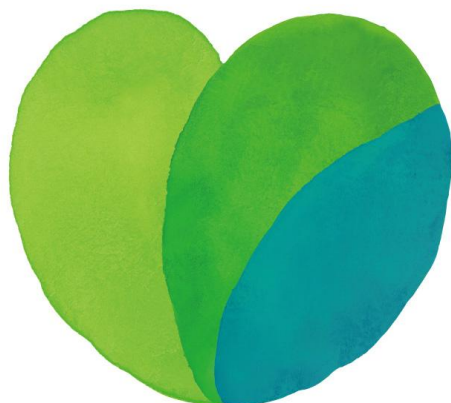
施策及び事業名	事業内容	平成25年度 予算額	平成24年度 当初予算	前年 度比
1 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進	小計	591,000	628,873	94.0
みんなで支える 里山整備事業	集落周辺の、小規模・分散的で手入れの遅れた 里山の森林を中心に、間伐を面的に推進	429,000	483,873	88.7
地域で進める 里山集約化事業	地域が主体となった里山整備計画の樹立、森林 整備や間伐材搬出に係る森林所有者の同意を得 る活動等を支援	32,000	15,000	213.3
森林づくり推進 支援金	市町村が行う長野県森林づくり指針に掲げる施 策の趣旨に即したきめ細かな森林づくりの取組 を支援	130,000	130,000	100.0
④ 水源林 公有林化 支援事業	市町村が森林内の水源及び水源林の公的管理 を図る上で、土地等の取得が必要となった場合 の取得経費を支援	10,800	0	皆増
2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進	小計	23,800	0	皆増
④ みんなで支える 里山整備事業 (搬出支援)	本事業による間伐材が県内で加工又は消費が可能 な場合、山土場までの搬出集積を支援	7,000	0	皆増
④ 信州の木活用 モデル地域 支援事業	里山の森林資源を、供給から消費まで地域が一 体となって様々な用途に利活用する先進的な取 組を支援	12,500	0	皆増
④ 信州フォレスト コンダクター 育成事業	里山を活用した地域づくりから、森林管理、木 材の出荷・利用に至るまで、総合的な視野で指 揮できる人材を育成	4,300	0	皆増
3 里山と人との絆づくりを進める取組の促進	小計	23,170	20,455	113.3
みんなで支える 森林づくり推進 事業	第三者機関による森林税活用事業の成果の検証、 各種広報媒体を活用した森林税の広報・普及啓 発活動を実施	9,114	8,815	103.4
森林(もりの) 里親促進事業	荒廃した里山や山村集落へ県が仲立ちとなり、 企業等の社会貢献活動を促進し、森林整備と交 流を通じた地域活性化を推進	1,122	1,529	73.4
地球温暖化防止 吸収源対策推進 事業	森林の里親促進事業により環境先進企業等が整 備した森林のCO2吸収量を認証し、地球温暖化 防止の取組を推進	415	480	86.5
地球温暖化防止 木材利用普及 啓発事業	県産材住宅の施主や、事務所・店舗を木質化し た企業等に対し、県産材利用によるCO2固定量 を認証し、地球温暖化防止の取組を推進	499	611	81.7
木育推進事業	県産材等を利用して、県民が参加しながら木や 森林について学習する「木育」活動を推進	9,020	9,020	100.0
④ 里山利用総合 支援事業	山菜やきのこなどの里山の森林資源を、地域が 自発的に管理・活用するモデル的な取組を支援	3,000	—	皆増
(廃止事業)	高度間伐技術者集団育成事業、里山整備人材育成事業	—	5,650	皆減
計		637,970	654,978	97.4

平成25年度からの森林づくり県民税活用事業の目標値

施策及び事業名	指標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計 (累計)	現行の 森林税 実績
1 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進										
みんなで支える 里山整備事業※	間伐面積	ha	(1,110) 3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	1,110	16,110 [15,000]	21,189 (H20-24)
地域で進める 里山集約化事業	集約化面積	ha	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	/	10,000	11,100 (H20-24)
森林づくり 推進支援金	間伐面積 (県全体)	ha	22,000	20,000	19,000	17,000	16,000	/	94,000	108,762 (H20-24) 見込み
水源林 公有林化 支援事業	水源林の 公的管理割合	%	平成29年度までに公的管理が必要な 水源林を100%公的管理下におく					/	100	—
2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進										
みんなで支える 里山整備事業 (搬出支援)	間伐材 搬出材積	m3	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	/	20,000	—
信州の木活用 モデル地域 支援事業	事業実施 地域数	地域	5	5	5	5	5	/	25	—
信州フォレスト コンダクター 育成事業	育成人材数	人	10	10	10	/	/	/	30	—
3 里山と人との絆づくりを進める取組の促進										
みんなで支える 森林づくり 推進事業	森林税の取組で 森林への関心が 高まった者の割合	%	58.8	→	→	→	70.0	/	70.0	53.3 (H23)
森林(もり)の 里親促進事業	新規契約数 (累計)	契約	95	→	→	→	125	/	125	87 (H24)
地球温暖化防止 吸収源対策 推進事業	認証CO2 吸収量	t-CO2 /年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	/	25,000	12,418 (H20-24)
地球温暖化防止 木材利用 普及啓発事業	認証CO2 固定量	t-CO2 /年	500	500	500	500	500	/	2,500	759 (H24)
木育推進事業	新規事業実施 市町村数 (累計)	市町村	56	→	→	→	77	/	77	51 (H24)
里山利用 総合支援事業	事業実施 地域数	地域	10	10	/	/	/	/	20	—

※H25年度の間伐面積には、現行森林税の実績としてカウントする1,110haを含む(H24課税分のうちH25調定分)

※間伐面積の合計値の[]書は平成25年度からの森林税活用事業の目標値



しあわせ 信州

この取り組みは、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）
施策推進の基本方針「1『貢献』と『自立』の経済構造への転換」に基
づくものです。



この森林づくりレポートに関するお問い合わせ先

長野県林務部森林政策課企画係

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下 692-2

TEL : 026-235-7261 FAX : 026-234-0330

Eメール rinsei@pref.nagano.lg.jp



過去の森林づくりレポートをはじめ、森林税に関する
各種情報は以下のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei>

[/01kikaku/minna/shinrinzei/shinrinzei.htm](http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/shinrinzei/shinrinzei.htm)

（長野県ホームページ ⇒ 組織でさがす ⇒ 林務部
⇒ 森林政策課 ⇒ 長野県森林づくり県民税）

QRコード

